

令和8年熊本地震で被災された組合員等の方への 医療機関等への受診に関する手続等について

1 資格確認書の発行について

マイナ保険証又は資格確認書を紛失した場合における資格確認書の発行又は再発行の手続につきましては、速やかに再交付申請を行うために、所属所長を経ずに直接支部と手続を行っても差し支えありません。

2 マイナ保険証等がない場合における保険医療機関等での受診について

マイナ保険証又は資格確認書がない場合であっても、保険医療機関等に受診する場合は、氏名、生年月日及び組合員の勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられる措置が、厚生労働省から保険医療機関等に対して講じられています。

3 保険給付費等の請求に対する支払いについて

被災された組合員の方から、療養費・家族療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金・移送費・家族移送費などの保険給付費等の現金給付の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払うこととしております。

4 医療機関等での一部負担金などの窓口負担の支払猶予について

(1) 対象となる要件

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する組合員又は被扶養者の方が医療機関等での一部負担金などの窓口負担の支払の猶予措置を受けることができます。

① 住所

今回の地震に係る災害救助法の適用市町村(※)にお住いの組合員又は被扶養者の皆様が対象となります。

なお、災害発生以降、災害救助法の適用市町村から他の市町村へ転入した組合員又は被扶養者も対象になります。

※ 内閣府ホームページの「令和8年熊本地震に係る災害救助法の適用について」の最新版をご覧ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

(内閣府ホームページ > 内閣府の政策 > 防災情報のページ > 被災者支援 > 災害救助法 > 災害救助法の適用状況)

② 被災状況

被災により以下のいずれかの状態となった方

- ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- ・主たる生計維持者の行方が不明である
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

(2) 手続について

上記(1)に該当する組合員等の皆様は、当組合の所属する支部に申請を行ってください。その後、所属する支部から交付された「一部負担金等徴収猶予証明書」を医療機関等に提出してください。

(3) 猶予の期間

令和8年11月までの診療分及び調剤分の医療費につきまして、令和8年11月末日まで医療機関等での一部負担金などの窓口負担の支払を猶予することができます。

令和8年12月以降に、当組合の所属する支部から、医療機関等の窓口で支払っていない一部負担金等の額につきまして、支部からの請求に基づきお支払いいただくことになります。

なお、短期給付に係る手続の詳細につきましては、各支部の担当者までお問い合わせください。